

東口駅前広場完成

東口駅前広場が完成し、市の玄関口として交通処理を行う場であると同時に、お祭りやイベントなどにも対応できる広場になりました。



▼シエルトー

バス・タクシー・身障者乗降場での移動や乗降時に雨に濡れないように、シエルトーを連結させ、車道側へ張り出すようにしました。また、支柱を外柱方式としたことで、屋根幅を有効に活用し、歩行者動線も阻害されることがないようにしました。

▼インターロッキング

透水・保水機能を有し、表面に擬似目地（ローレット）のあるインターロッキング舗装とし、不快な振動を身体に感じにくい構造にしました。車椅子、ベビーカー、シニアカーなどでも走行がスムーズになり、車を押す人の負担を軽減するようにしました。

▼サークルベンチ

周辺の景観に調和するようリサイクル木材を用いました。また、立つ、座るの動作がスムーズに行えるように手すりを設置しました。ベンチの中心には、市の花である桜を配し、利用者の憩いの場となるようにしました。



社会保険庁からのお知らせ

ねんきん特別便

▼「ねんきん特別便」が届きましたら、年金記録の確認を

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。内容を確認後、訂正がない場合は、同封の「確認はがき」を、訂正がある場合は「年金加入記録照会票」を、必ず提出していただきますようお願いいたします。

問合せ ねんきん特別便専用ダイヤル ☎ 0570(058)555※IP電話、PHSは ☎ 03(6700)1144へ。

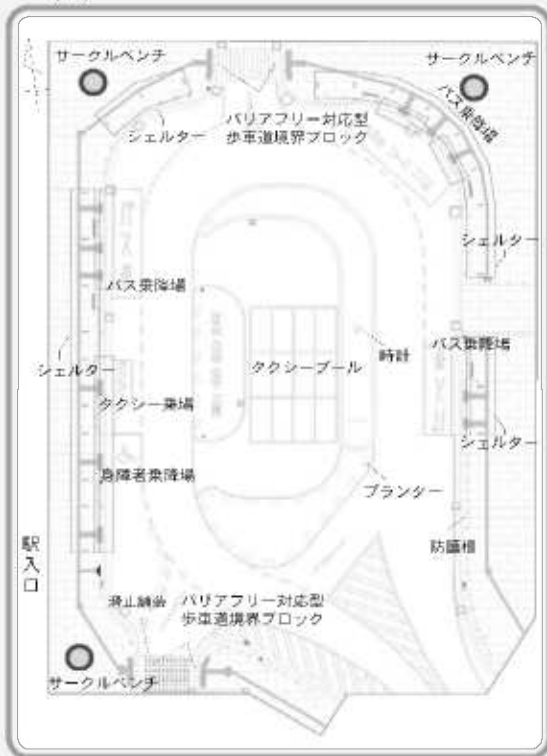
▼住所・名字が変わった人は、すぐにご連絡をお願いします。現在の住所と、お届け

いただいている住所が異なる人／住所変更の届出がお済でない人は、「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更や訂正は、ご本人の手続が必要ですので、つぎの場所へ、手続をお願いします。

- ・国民年金第1号被保険者／辛手市役所保険年金課
- ・厚生年金加入者、国民年金第3号被保険者／厚生年金加入者のお勤め先の社会保険担当者
- ・年金受給者／春日部社会保険事務所

○結婚などで名字が変わったことがある人／結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない人は、変更の届出をお急ぎください。

問合せ 春日部社会保険事務所 ☎ 048(739)1223

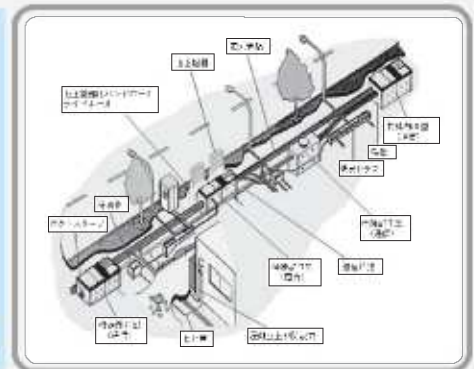


▼防護柵
交通が集中する駅前広場において、安全で安心して通行できるように防護柵を設置し、お祭りやイベント時に腰を掛けることが出来る形状にしました。

▼歩車道境界ブロック
バリアフリーの観点から段差の少ない歩車道境界ブロックとし、車椅子などでの乗り入れがしやすいように、一部に溝のあるブロックにしました。



▼電線共同溝
市の玄関口として、快適な歩行空間の確保、都市景観・都市防災の向上のために、電柱や電線、各種ケーブルを地下に設置する電線共同溝にしました。
問合せ 駅周辺開発事務所
☎(44) 3366・☎(44) 3368



国民年金保険料額改定

平成20年度の国民年金保険料は、平成19年度より310円引き上げられ、月額1万4410円になります。社会保険庁から送られる納付書(国民年金保険料納付案内書)で納めていただきます。なお、毎月自動的に引き落とす口座振替は保険料の割引もあり、納め忘れもなく便利です。

▼学生納付特例制度

特例により申請をすれば在学中の保険料を卒業後に納められる「学生納付特例制度」があります。納付特例期間中の不慮の事故の際には、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられます。

対象 大学(大学院)、短大、専修学校、各種学校で1年以上の課程に在学する学生(夜間、定時制、通信制課程含む)
受付 届出は毎年必要となり、4月から受付

※学生納付特例期間は、年金受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。期間後10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができますので、将来の年金を満額に近づけるためにも追納をおすすめします。

※平成20年度から、前年度に学生納付特例が承認されて、引き続き同一の学校に在学期間がある人には、社会保険庁から、あらかじめ必要事項を記載した申請書(はがき)が送付されます。この場合、申請書を直接、社会保険事務センターに郵送していただくだけで申請が済みます。ただし、在学する学校などが変わった場合は、はがき形式の申請書では申請できませんので、改めて、窓口で申請してください。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線143・☎(43) 1125または春日部社会保険事務所 ☎048(737) 7510